

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日、
翌日、
の翌日)

目次

◇ 条 例 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

◇ 告 示 字の区域の変更等

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法による医療機関の指定

鶏等の移入の禁止の解除

入会林野整備計画の認可

保安林の指定

土地改良区の役員の就退任

土地改良事業計画の適否の決定 (二件)

土地改良事業の認可 (四件)

土地改良法による換地処分

◇ 教委規則 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

条 例

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十二年十月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十七号

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

例

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例 (昭和四十二年七月鳥取県条例第二十四号) の一部を次のように改正する。

別表第一中「別表第一」を「別表第一 (第十六条関係)」に改め、同表の着陸料の項を次のように改める。

航空機の着陸一回ごとに、航空機の重量 (当該航空機の最大離陸重量をいう。以下同じ。) をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金を率を適用して計算して得た金額の合計額とする。
一 一トン以下の重量については、当該重量に対し三五〇円
二 一トンを超え六トン以下の重量については、当該重量に対し三五〇円
三 六トンを超え二五トン以下の重量については、一トンごとに五〇〇円

四 一五トンを超え二〇〇トン以下の重量については、一トントンに七六〇円
 五 一〇〇トンを超える重量については、一トントンごとに八四〇円

別表第一の夜間照明料の項中「(当該金額に一〇円未満の端数があるときは、当該端数金額を一〇円として計算する。)」を「(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)」に改め、同表の停留料の項中「こえ」を「超え」に、「こえる」を「超える」に改める。
 別表第二中「別表第二」を「別表第二(第十七条関係)」に改める。

附 則
 この条例は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第八百二十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による公文地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十二年十月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和五十二年五月六日現在の地番による。)
大字公文字寺田	大字公文字五反田二三四の二、二三五、二三六の二、二四〇から二四三) 合併まで、二四五第一から二四八まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二三四の二、二三五及び二三六の二から二四〇までと一体をなす国有地の一部、大字公文字寺田の全域並びに大字公文字向河原二五一から二五四の一まで、二五五の一、二五五の三及びこれと一体をなす国有地の一部並びに二五一、二五二、二五四の二、二五五の三、二五五の四の一部
大字公文字垣ノ内	大字公文字前田二二九の一部、一三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字公文字井手畑一三三の一部、一四〇の一部、一四一、一四二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字公文字長通一六〇の一部、一六一の一部、一六二、一六三の一部、一六四の一部、一六六の一部、一六七の一部、一六八の一部、一六八の一部、一六九の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字公文字垣ノ内の全域、大字公文字屋敷一八〇の一、一八〇の八の一部、一八一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字公文字森河原二五九の三の一部及びこれと一体をなす国有地
大字公文字向河原	大字公文字向河原のうち一五一から二五四の一まで、二五五の一、二五五の三及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二五一、二五二、二五四の一、二五五の三、三九

<p>大字公文字五反田</p>	<p>七及び三九八と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字公文字屋敷</p>	<p>大字公文字屋敷のうち一八〇の一、一八〇の八、一八一の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字公文字森河原</p>	<p>大字公文字井手畑一三七、一三八の一部、一四二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字公文字西河原一四三、一四四の一部、一四五の一部、一五二の一部、一五三、一五四、一五六、一五七及びこれらと一体をなす国有地並びに一五一の二、一五四及び一五五と一体をなす国有地の一部、大字公文字長通一五八、一五九、一六〇の一部、一六一の一部、一六三の一部、一六四の一部、一六五、一六六の一部、一六七の一部、一六八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字公文字森河原のうち二五九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字公文字森前二七〇の一、二七〇の七、二七〇の九、二七〇の一〇、二七二の一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字公文字長通</p>	<p>大字公文字長通のうち一五八から一六六の二まで、一六七の一から一六九の二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>大字公文字西河原</p>	<p>大字公文字清水尻三八の一の一部、三八の二の一部、三九の一、三九の二、四〇、四二から四六まで及びこれらと一体をなす国有地、大字公文字上り堅四七、四八の一部、四九の一部、五〇、五一、五三の一部、五三の二、五三の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字公文字坊寺免五四の一部、五六の一部、五七の一部、五八及びこれらと一体をなす国有地、大字公文字井手畑一三四の一部、一三五の一部、一三六、一三八の一部、一三九の一部、一四二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字公文字西河原のうち一四三、一四四の一部、一四五の一部、一五二の二の一部、一五三、一五四、一五六、一五七及びこれらと一体をなす国有地並びに一五一の二、一五四及び一五五と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字公文字岩屋下八五の一部及び八六の一部</p>
<p>大字公文字清水尻</p>	<p>大字公文字清水尻のうち三八の一から四〇まで、四二から四六まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字公文字前田</p>	<p>大字公文字坊寺免五六の一部、五七の一部、五九の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字公文字岩屋下八〇から八一の三までの一部、八二の一から八四まで、八五の一部、八六の一部、八七から九六の二まで、九七、九八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字公文字北畑一〇一の一部、一〇二の一及びこれらと一体をなす国有地、大字公文字前田のうち二二九の一部、一三〇の一部及</p>

大字公文字岩屋下	<p>びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字公文字井手畑一三三から一三五までの一部、一三八から一四〇までの一部、一四二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字公文字上り堅四八の一部、四九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字公文字屋敷一八〇の八の一部、一八一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字公文字北畑	<p>大字公文字岩屋下のうち七九から九六の一まで、九七、九八の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字公文字北畑のうち九九、一〇一の一及び一〇二の一並びに九九、一〇〇の二、一〇一の一及び一〇二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大字公文字森前	<p>大字公文字森前のうち二七〇の一、二七〇の七、二七〇の九、二七〇の一〇、二七二の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字公文字坊寺免	<p>大字公文字山鼻の一から三まで、四の一の一部、四の二、五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字公文字溝亦ゲ一八から二一の一までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字公文字坊寺免のうち五四、五五、五六の一部、五七、五八、五九から六一までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字公文字東吉政七〇から七一の二まで、七四の一、七五、七六の一、七七及び七八並びに七〇から七二まで、七三の四から七三の六ま</p>
大字公文字東吉政	<p>で、七四の一、七五、七六の一、七七及び七八と一体をなす国有地の一部、大字公文字岩屋下七九、八〇から八一の三までの一部、九八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字公文字北畑九九及び一〇一の一部並びに九九、一〇〇の二及び一〇一の一と一体をなす国有地の一部、大字動字河原田二五八の六及び二六二と一体をなす国有地の一部並びに大字動字ショウフゲン二六三次一、二六三の三、二六四次一、二六四の三、二六五の三及び二六六の二並びに二六三次一、二六四次一、二六四の三、二六五の一、二六五の三、二六六の一及び二六六の二と一体をなす国有地の一部</p>
大字公文字山鼻	<p>大字公文字東吉政のうち七〇から七一の二まで、七四の一、七五、七六の一、七七及び七八並びに七〇から七二まで、七三の四から七三の六まで、七四の一、七五、七六の一、七七及び七八と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大字公文字三屋	<p>大字公文字山鼻のうち一から四の二まで、五の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字公文字山鼻四の一の一部、五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字公文字三屋の全域、大字公文字溝亦ゲ一七の一、一七の三、一八から二一の一までの一部、二二の二、二二の一、二三から二四の二まで、二六の二及びこれらと一体をなす国有地、大字公文字清水尻三八の一の一部、三八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、</p>

<p>大字公文字溝亦ゲ</p>	<p>大字公文字上り堅五二、五三の一の一部、五三の三、五三の四の一部及びこれらと一体をなす国所有地、大字公文字坊寺免五四の一部、五五、五六の一部、六〇の一部、六一の一部及びこれらと一体をなす国所有地、大字勳字ショウフゲン二六六の二の二並びに二六六の一及び二六六の二と一体をなす国所有地の一部並びに大字美好字約樾三四二の二並びに三四〇、三四二の一及び三四二の二と一体をなす国所有地の一部</p>
<p>大字公文字溝亦ゲ</p>	<p>大字公文字溝亦ゲのうち一七の一、一七の三、一八から二二の一まで、二三から二四の二まで、二六の二及びこれらと一体をなす国所有地以外の区域</p>
<p>大字勳字ショウフゲン</p>	<p>大字勳字ショウフゲンのうち二六三次一、二六三の三、二六四次一、二六四の三、二六五の三及び二六六の二並びに二六三次一、二六四次一、二六四の三、二六五の一、二六五の三、二六六の一及び二六六の二と一体をなす国所有地の一部以外の区域</p>
<p>大字勳字河原田</p>	<p>大字勳字河原田のうち二五八の六及び二六二と一体をなす国所有地の一部以外の区域</p>
<p>大字美好字約樾</p>	<p>大字美好字約樾のうち三四二の二並びに三四〇、三四二の一及び三四二の二と一体をなす国所有地の一部以外の区域</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>大字公文字井手畑及び大字公文字上り堅</p>

鳥取県告示第八百二十九号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
石原 医院	西伯郡淀江町淀江六六五番地	昭和五十二年九月八日

鳥取県告示第八百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十二年十月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
石原 医院	西伯郡淀江町淀江六六五番地	昭和五十二年九月九日

鳥取県告示第八百三十一号

昭和五十二年九月鳥取県告示第六百九十号（鶏等の移入の禁止について）

は、昭和五十二年十月二十一日限り廢止する。

昭和五十二年十月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百三十二号

東伯郡三朝町大字東小鹿七二三番地東小鹿入会林野整備組合組合長村岡薫から申請のあつた東小鹿大谷平地区入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十月十四日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年十月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

昭和五十二年十月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一(一) 保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字大谷字道江二〇八九、二〇九一、大字由良宿字西浜一九五四の四、一九五四の四二

(二) 指定の目的
潮害の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二(一) 保安林の所在場所

一の(一)に同じ。

(二) 指定の目的

公衆の保健

(三) 指定施業要件

一の(三)に同じ。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部造林課及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十二年十月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

八頭中央土地改良区
就任した役員の氏名及び住所

理事	波多野 俊爾	八頭郡郡家町大字西御門一一三一
坂本 清実	八頭郡郡家町大字船岡二九八	
奥谷 金光	河原町大字山手四〇〇四	
細田 稔	郡家町大字大門一六七	
三木 薫	土師百井一五一	
大川 喜由	船岡町大字下濃一六五	
松岡 弘祐	河原町大字徳吉二二四	
林 篤	郡家町大字万代寺二一七	
坂本 昭典	市谷四一七	
奥田 芳水	池田三一四	
沢田 博	米岡一六七	
豊口 文男	船岡町大字福井三三四	
神田 満寿雄	船岡六五七	
兼田 豊治	坂田一〇五	
西川 佳敏	河原町大字今在家六三五	
田中 英治	三谷三六二	
中川 竹治	船岡町大字郡家三〇四	
賀川 清	郡家町大字久能寺一九四	
小谷 武延	米岡五九八一	
市村 伸治	河原町大字高福九六	
滝本 管治	片山八八二	

石破 満寿雄 郡家町大字殿三一七
岩成 市三 船岡町大字船岡四四九
土地改良法第十八条第四項の規定により、申請人が選任し、昭和五十二年九月二十六日就任 任期第一回総代会まで

雲山土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	米沢 寿男	鳥取市雲山一〇一の一
川口 隼成	九三	
山口 保温	九一	
村山 寅治	一〇七の一	
米沢 竜胤	一〇一	
市村 光義	一九九	
横山 憲明	三三八	
福永 豊久	正蓮寺一四二	
山田 正成	大杓一九七一二	
高木 茂	雲山六六の一	
岡村 克己	四八の七	
浜田 芳正	三五	
監事	任期満了により退任	

雲山土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事	村山 寅治	鳥取市雲山一〇七の一
----	-------	------------

市村光義 一九九〇
 米沢竜胤 一〇一〇
 山口保温 九一〇
 横山憲明 三三八
 米沢寿男 一〇一〇
 川口隼成 九三〇
 高木茂 六六一
 山田正成 大杙一九七二
 福永豊久 正蓮寺一四二
 浜田芳正 雲山四八の七
 金谷則雄 一九五〇

昭和五十二年二月二十七日開催の総会において、総選挙の結果当選し、
 昭和五十二年二月二十八日就任 任期二年

淀江宇田川地区土地改良区
 退任した役員の氏名及び住所
 理事 花岡一夫 西伯郡淀江町大字淀江七三〇番地
 昭和五十二年九月二十九日死亡により退任

秋里江津土地改良区
 退任した役員の氏名及び住所
 理事 沢田一夫 鳥取市江津六八八
 米沢幸美 四〇四
 奥山茂久 六三九ノ一

田中稔 六三九合併地
 津村延吉 六二五
 山形研太郎 秋里八一四
 木下久七 八〇九
 波当根嘉之 江津六一七
 加藤一夫 秋里八九八

任期満了により退任

秋里江津土地改良区
 就任した役員の氏名及び住所
 理事 沢田一夫 鳥取市江津六八八
 米沢幸美 四〇四
 田中稔 六三九合併地
 山根徳次 六三六
 米沢直義 四一〇
 木下久七 秋里八〇九
 小谷善之 八二〇
 山形研太郎 八一四
 松下清勝 江津六二八

昭和五十二年四月三日開催の通常総会において、総選挙の結果当選し、
 昭和五十二年四月十日就任 任期二年

鳥取県告示第八百三十五号

昭和五十二年八月九日付けで東伯町から申請のあつた土地改良(下伊勢地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十六号

昭和五十二年八月三十一日付けで八東町から申請のあつた土地改良(鳥地区農作用用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十七号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良(妻ノ神地区区画整理)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百三十八号

郡家町から申請のあつた町営土地改良(久能寺地区農作用用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十月十

五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百三十九号

佐治村から申請のあつた村営土地改良(津無地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百四十号

若桜町から申請のあつた町営土地改良(栃原地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百四十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、東伯町から同町が行う土地改良事業に係る公文地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】

第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年十月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年十月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第十五号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則(昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表の二の鳥取養護学校の項の次に白兔養護学校の項として次のように加える。

白兔養護学校		鳥取市伏野字荒神谷一五五〇の一	
小学部	中学部	六年	三年
六八人	三四人		

附 則

この規則は、昭和五十二年十一月一日から施行する。